

平成27年度 財政援助団体 監査結果

佐渡市監査委員は、財政援助団体（商工会）の監査の結果を公表しましたので、その概要をお知らせします。

佐渡市監査委員 清水 一次
佐渡市監査委員 中川 隆一

監査の結果

監査の結果、抽出した4商工会（両津・相川町・畑野・小木町）における補助金に係る出納事務については、関係諸帳簿等が整理され、おおむね適正に行われていると認められたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

また、所管課の産業振興課においては、補助金交付に係る事務について、不適切な事務処理や改善を要する事例があった。

今回の監査における指摘事項は次のとおりである。

なお、軽微なものについては、それぞれに口頭で要望した。

財政援助団体に対する指摘事項

- (1) 実績報告書の収支決算書において、数値の不一致や記載漏れ等の不備が見受けられた。補助金交付額に影響するような内容ではなかったが、関係書類の作成にあたっては十分注意し正確な記載に努められたい。
- (2) 職員の旅費について、旅費規程

にない駐車場料金を支給している団体があった。必要性が認められる経費であれば、旅費規程に定めただで支給されたい。

産業振興課に対する指摘事項

- (1) 補助金交付要綱に規定のない事業を運用基準で補助対象としている。

運用基準は、要綱に規定された事項について統一的な運用を図るため、その具体的な取扱いを定めるものである。要綱にある補助対象の要件とは別の要件を運用基準で定めることは適正とはいえない。要綱において一括して明確に規定すべきである。

- (2) 補助金交付要綱では、補助対象経費を事業名で規定し、その事業に係る経費の全てを補助対象としているため、支出実態については一枚一枚の伝票を確認しないとわからない状況となっている。

補助対象経費の支出実態の確認をせず、提出された決算書のみを確認していたため、酒類を含んだ懇親会等の飲食費や、酒類を

伴った旅行についても研修旅行として補助対象として補助金を交付するなど、不適切な処理が確認された。

補助対象経費としての妥当性を確認するためには、それらの支出伝票を確認するか支出項目一覧を提出させるべきである。

また、要綱上の補助対象経費については、佐渡市の支出項目に準じた項目単位で規定し、補助対象経費と対象外経費を明確に分けるべきである。

- (3) 団体に対する運営費補助金の額の算定に際し、決算時の余剰金を加味していないことが確認された。補助対象団体に高額な余剰金がある場合は補助金交付額の算定時に考慮すべきである。

監査委員の意見

この監査の目的は、被援助団体を通じて支出される公金に、目的どおり適正に運用されているかどうかを監査することにある。

この度実施した、佐渡市産業振興

事業補助金交付要綱に定める商工会体支援事業は、商工会事業において小規模事業者の振興のために行う「経営普及改善事業」と「地域総合振興事業」であるが、補助対象経費の詳細についての定めがなく極めて不明瞭である。

このため、補助金実績報告書においては、補助対象経費として新年祝賀会等の懇親会やイベント参加時の飲食代、慰安旅行と思われるような視察研修の支払を算入するなど不適正な事例が多く見られたことは誠に遺憾である。

また、事業実績報告に係る所管課の検査においては、支払伝票、領収書等の確認が不十分であり、支出内容の精査をすることなく補助金を交付していた。

今後は、全庁的に補助金の見直しを進めるとともに、当該補助金の補助対象経費を早急に検討し定めるとともに、適正な補助金の処理と執行に努められたい。

最後にそれぞれの商工会におかれましては、今後とも小規模事業者の経営相談、融資相談そして新たに起業を希望する人の創業支援などを充実するとともに、事業者のニーズに対応した講座の開催など、地場産業の振興、商工業者の事業の発展及び地域経済の振興に寄与されたい。